

自宅で施術所を開設していた障害者の方が、被災して、応急仮設住宅に入居することになったが、仮設住宅で施術所を開設することは可能か。

(答)

- 1 応急仮設住宅は、自ら住居を確保することができない被災者の方に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図ることを目的とするものです。このため、応急仮設住宅を事業に供することや、応急仮設住宅を居住者が改装することも予定していません。
- 2 しかし、本来の用途に支障のない範囲で応急仮設住宅を利用することは許容されるものと考えることから、近隣の住民の方や自治会の理解を得て、他の応急仮設住宅の利用者の利用に支障がない方法となるよう、救助の実施主体である都道府県ともよくご相談いただきたいと思います。
- 3 また、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律上は、一定の構造設備基準を満たした施術所の開設について都道府県知事への届出を行うこととされています。一般的な仕様の仮設住宅において施術所を開設する場合については、同法に規定する施術所に該当するものと考えられますので、所要の届出を行っていただくようお願いいたします。